

「投資信託・公共債 総合取引約款・規定集」の一部改定について

- 「旧」欄：削除・修正箇所を青字で表示
- 「新」欄：追加・修正箇所を赤字で表示

旧	新
<p>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款</p> <p>第2条（非課税口座開設届出書等の提出）</p> <p>(1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行が定める日までに、当行に対して法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき、「非課税口座開設届出書」（既に当行以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第19項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、法その他法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を開設しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9</p>	<p>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款</p> <p>第2条（非課税口座開設届出書等の提出）</p> <p>(1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行が定める日までに、当行に対して法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき、「非課税口座開設届出書」（既に当行以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは非課税口座廃止通知書記載事項若しくは勘定廃止通知書記載事項（以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。）の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」及び「勘定廃止通知書」に該当しないもの、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」及び「勘定廃止通知書」に該当しないもの）を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第19項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、法その他法令で定める本人確認を</p>

旧	新
<p>月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の起因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p>	<p>受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」及び「勘定廃止通知書」に該当しないものについては、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出される場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書又は非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。</p>
<p>(2) お客様が非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当行及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p>	<p>(2) お客様が非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」及び「勘定廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合を除き、当行及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p>
<p>(3) 当行がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当行は当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当行においては、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p>	<p>(3) 当行がお客様から「非課税口座開設届出書」若しくは「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」及び「勘定廃止通知書」に該当しないものの提出を受けた場合、当行は当該届出書等の提出を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当行においては、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p>

旧	新
(4) (省略)	(4) (省略)
<p>第3条（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の設定）</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p>	<p>第3条（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の設定）</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」及び「勘定廃止通知書」に該当しないものが提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p>
(3) (省略)	(3) (省略)
<p>第14条（契約の解除）</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解約されます。</p> <p>① お客様から法37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当したこととなった場合 法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>③～⑤ (省略)</p>	<p>第14条（契約の解除）</p> <p>次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解約されます。</p> <p>① (省略)</p> <p>② お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当したこととなった場合 法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>③～⑤ (省略)</p>

旧	新
未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 第9条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止） 第7条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。	未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 (削除)
第10条（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知） (省略)	第9条（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知） (省略)
第11条（継続管理勘定等への移管） (省略)	第10条（継続管理勘定等への移管） (省略)
第12条（課税未成年者口座の設定） (省略)	第11条（課税未成年者口座の設定） (省略)
第13条（課税管理勘定における処理） (省略)	第12条（課税管理勘定における処理） (省略)
第14条（譲渡の方法） (省略)	第13条（譲渡の方法） (省略)
第15条（課税管理勘定での管理） (省略)	第14条（課税管理勘定での管理） (省略)
第16条（課税管理勘定の金銭等の管理） 課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び	第15条（課税管理勘定の金銭等の管理） 課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び

旧	新
<p>当該課税未成年者口座に預入れがされる金銭は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (省略) ② 当該上場株式等の第14条に規定する方法以外の方法による譲渡で、法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと。 ③ (省略) 	<p>当該課税未成年者口座に預入れがされる金銭は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (省略) ② 当該上場株式等の第13条に規定する方法以外の方法による譲渡で、法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと。 ③ (省略)
<p>第17条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）</p> <p>第15条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(新設)</p>	<p>第16条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第14条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 (2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座を廃止いたします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日 ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日 ③ 2026年1月1日
<p>第18条（重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合）</p> <p>(省略)</p>	<p>第17条（重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合）</p> <p>(省略)</p>
<p>第19条（課税未成年者口座への入出金処理）</p>	<p>第18条（課税未成年者口座への入出金処理）</p>

旧	新
(省略)	(省略)
第20条（代理人による取引の届出） (省略)	第19条（代理人による取引の届出） (省略)
第21条（法定代理人の変更） (省略)	第20条（法定代理人の変更） (省略)
第22条（取引残高の通知） (省略)	第21条（取引残高の通知） (省略)
第23条（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示） (省略)	第22条（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示） (省略)
第24条（基準年以降の手続き等） (省略)	第23条（基準年以降の手続き等） (省略)
第25条（非課税口座のみなし開設） (1) 2024年以後の各年（その年1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書（法37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で特定非課税累積投資契約（同	第24条（非課税口座のみなし開設） (1) 2024年以後の各年（その年の1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) 前項の場合には、お客様がその年の1月1日において18歳である年の同日において、当行に対して法37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結された

旧	新
<p>項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>第26条（本契約の解除）</p> <p>投資信託総合取引約款第10条の規定により、同約款第2条に規定する投資信託総合取引が解約されたときは直ちに解約され、次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (省略) ② 法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ④ (省略) ⑤ (省略) <p>第27条（免責事項）</p> <p>附則</p> <p>この約款及び規定は、2025年9月1日より適用させていただきます。</p>	<p>ものとみなします。</p> <p>第25条（本契約の解除）</p> <p>投資信託総合取引約款第10条の規定により、同約款第2条に規定する投資信託総合取引が解約されたときは直ちに解約され、次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (省略) ② 法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 法第37条の14の2第20項第1号の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③ 第16条第2項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合 法第37条の14の2第20項第2号の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ④ お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 法第37条の14の2第20項第1号の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑤ (省略) ⑥ (省略) <p>第26条（免責事項）</p> <p>附則</p> <p>この約款及び規定は、2026年1月1日より適用させていただきます。</p>